

記 録

文書番号	SCJ 第20期-200901-20350700-005
委員会等名	日本学術会議 史学委員会 歴史認識・歴史教育に関する分科会
標題	第20期 史学委員会 歴史認識・歴史教育に関する分科会 記録
作成日	平成20年（2008年）9月1日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この記録は、日本学術会議 史学委員会 歴史認識・歴史教育に関する分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 史学委員会 歴史認識・歴史教育に関する分科会

委員長	桜井万里子	(第一部会員)	東京大学名誉教授
副委員長	安丸 良夫	(連携会員)	一橋大学名誉教授
幹事	篠原 琢	(連携会員)	東京外国語大学助教授
	岸本 美緒	(第一部会員)	お茶の水女子大学文教育学部教授
	小谷 汪之	(第一部会員)	東京都立大学名誉教授
	君島 和彦	(連携会員)	東京学芸大学教育学部教授
	木村 茂光	(連携会員)	東京学芸大学教育学部教授
	佐藤 信	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	高山 博	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	野村 真理	(連携会員)	金沢大学経済学部教授
	羽田 正	(連携会員)	東京大学東洋文化研究所教授
	姫岡とし子	(連携会員)	筑波大学大学院人文社会科学系研究科教授
	深澤 克己	(連携会員)	東京大学大学院人部社会系研究科教授
	南川 高志	(連携会員)	京都大学大学院文学研究科教授

記録の作成にあたり、以下の方にご協力いただきました。

近藤 孝弘	名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授
羽場久美子 (連携会員)	青山学院大学国際政治経済学部教授

目 次

1	序	
	分科会委員長・東京大学名誉教授 桜井万里子	1
2	ホロコーストをめぐる歴史認識問題 リトアニアの事例	
	金沢大学 野村真理	3
3	日本と韓国での歴史共通認識と歴史共通教材	
	東京学芸大学 君島和彦	5
4	『日韓交流の歴史』(明石書店) 編纂から学んだこと	
	東京学芸大学 木村茂光	7
5	「東欧における『過去の見直し』」	
	東京外国語大学 篠原 琢	11
6	沖縄の「集団自決」をめぐる高校歴史教科書の記述について	
	東京学芸大学 君島和彦	17
7	ワシントンポスト紙掲載の従軍慰安婦をめぐる意見広告について	
	筑波大学 姫岡とし子	19
8	ドイツ・フランス共通歴史教科書の到達点	
	名古屋大学 近藤孝弘	20
9	「従軍慰安婦」問題の由来	
	分科会副委員長・一橋大学名誉教授 安丸良夫	25
10	従軍慰安婦に関する欧州議会決議	
	青山学院大学 羽場久美子	27
11	あとがき	
	史学委員会委員長・東京都立大学名誉教授 小谷汪之	34

第20期 史学委員会 歴史認識・歴史教育に関する分科会 記録

分科会委員長 桜井 万里子

序

分科会設置の目的は、中高校の日本史歴史教科書の記述をめぐる中国、韓国などからの批判が続くなかで、各国の歴史認識の食い違いを克服する方法を模索することであった。ただし、対象地域を東アジアに限定せずに、広く世界各国における歴史認識の現状と歴史教育のあり方について考えていくことにした。なぜならば、1970年代にドイツとポーランドのあいだで始まった歴史教科書をめぐる対話の例に見られるように、隣国同士の対立の過去を克服し、歴史教育にそれを結び付けようという試みはヨーロッパでも行なわれており、様々な事例を比較することにより、より広い視野の下で考察もより一層の深化をとげられるからである。本分科会にはヨーロッパ史を専門とする研究者が半数を占めていたため、それが可能であり、また予想以上に大きな成果を得られることとなった。

分科会は平成18年4月から2008年8月まで8回にわたり開催され（18年4月、同9月、19年3月、7月、10月、20年3月、5月、8月）、課題に関連する諸問題を、それぞれ関連の分野を専門とする分科会委員が報告した。専門とする委員がいない場合には、最も適任と見られる研究者を特任連携会員として任命し、分科会での報告を依頼した。

本分科会活動期間は実質的には3年足らずだったが（平成18年4月から平成20年9月）、この期間中に分科会の課題に関連する重大な出来事がいくつも生じた。その一つは、日韓の歴史研究者たちが協力して歴史教育のための教材を両国で刊行したことである。これは、将来に希望を託すことができるとの期待を抱かせる事件であったが、同時に様々な問題の存在を気づかせられることにもなった。その詳細については、以下の本文の該当箇所を参照のこと。また、文部科学省の教科書検定において、沖縄の集団自決には日本軍の関与に関する記述を書き直すよう指示があったことが明らかとなり、これに対し、沖縄の住民たちが抗議活動を展開した結果、いったん決定した文部科学省の教科書検定方針は変更されることとなった。これについても詳細は、以下の本文の関連箇所を参照のこと。

また、平成19年7月に米国下院議会が日本の従軍慰安婦非難決議を採択し、さらに同年12月には欧州議会が同様の決議を採択した。米国下院議会決議に際しては、日本の一部の国会議員や知識人が『事実 Facts』と題する意見広告を『ワシントン・ポスト』に出すという行動に出る、ということもあった。本分科会活動期間中に生じたこれらの諸事件についても、分科会活動計画を実施する過程で取り上げ、その意味を秤量した。

具体的活動としては、平成19年3月5日に、君島和彦委員「日本と韓国での歴史共通認識と歴史共通教材」、野村真理委員「ホロコーストをめぐる歴史認識問題 リトアニアの事例」、同年7月26日に木村茂光委員「『日韓交流の歴史』(明石書店)編纂から学んだこと」、篠原琢委員「東欧における「過去の見直し」(以上、報告)、君島和彦委員「沖縄の集団自

決への日本軍の関与に関する高校教科書の記述書き直しについて」、姫岡とし子委員「『ワシントン・ポスト』掲載の慰安婦をめぐる「歴史的事実」に関する意見広告について」(以上、経過説明)、平成 20 年 3 月 3 日に近藤孝弘特任連携会員「ドイツ・フランス共通教科書の到達点」、同年 5 月 23 日に安丸良夫委員「「従軍慰安婦」問題の概要」、羽場久美子連携会員「欧州議会、従軍慰安婦批判決議とその背景」の報告が行なわれた。

これらの活動を通して、東アジア諸国のみならず、ヨーロッパ諸国においても歴史認識の食い違いがあり、必要に応じてその克服の試みも行なわれてきたことが明らかとなった。しかし、諸国家間の歴史認識の食い違いには、当該国家の政治的・経済的利害の反映が大いに関係している。しかも、この政治的・経済的利害は多くの場合流動的で、その時々政治的・経済的状況に応じて揺れ動く。したがって、学術研究としての歴史学の立場からは、各国の歴史認識と歴史教育のあり方について検討し、諸国家間に存在する食い違いの克服方法を考察するに際し、時流に左右されない透徹した洞察力で課題に取り組むことが肝要であることが確認された。

以上の分科会活動と併せて、史学委員会として平成 19 年 10 月 20 日に日本歴史学協会と共催のシンポジウム「現代史認識と歴史教育」を開催した。また、平成 20 年 10 月 18 日にも共催シンポジウムを計画している。

2007年3月5日

日本学術会議史学委員会
歴史認識・歴史教育に関する分科会報告

ホロコーストをめぐる歴史認識問題 リトアニアの事例

野村 真理

かつての戦争や植民地で、侵略者と犠牲者のあいだに発生する歴史認識問題とは、多くの場合、加害者である国が自国の過去の侵略行為を歴史的に検証し、反省する行為に伴う諸問題を意味する。しかし、加害と被害の関係は、ときとしてそれほど明快な二項関係を形成するとはかぎらない。被害者が、加害者に対して、別の加害者と手を組んで対抗することもありうるし、あるいは被害者が、別の被害者に対しては、その被害者の加害者に加担し、加害の片棒を担ぐこともありうる。そうすると、加害と被害の関係は幾重にもねじれてゆかざるをえないが、これは実際、第二次世界大戦後、半世紀にわたって自分たちはソヴィエト・ロシアの被害者だと言い続けてきた東ヨーロッパの国々が体験したことだった。

報告では、一例として、リトアニア人のホロコーストへの加担とその記憶の問題を取り上げたい。というのも独ソ戦開戦直後のリトアニアでは、侵略者であるナチ・ドイツに対して、リトアニアのソ連からの解放者の役割が期待されるという転倒が起こり、その転倒のなかで、リトアニア人による最初のユダヤ人虐殺への加担が発生したからである。

以下、順を追って説明すれば、1939年9月1日のナチ・ドイツのポーランド侵攻後、独ソは、独ソ不可侵条約に付随した秘密協定に従い、9月末、東ヨーロッパの分割支配を完了した。そのさいリトアニアはソ連の勢力下に入り、1940年8月には独立を喪失して、ラトヴィア、エストニアとともにソ連邦に組み入れられる。この独立喪失とリトアニア国民の同意なき社会主義化は、人びとの反ソ感情をあおった。反ソ感情は、ポリシェヴィキの殲滅を唱えるナチ・ドイツへの共感に繋がり、リトアニアの反ソ抵抗組織は、リトアニアのソ連支配からの解放と再独立の期待をナチ・ドイツのソ連攻撃にかけた。

他方、ソ連の支配に対し、リトアニアのユダヤ人の受け止め方は異なる。ユダヤ人のあいだでは、ナチからリトアニアを守りうるのはソ連の赤軍のみ、との認識が共有され、無神論の共産主義を否認する熱心なユダヤ教徒にとってさえ、ヒトラーと比べればスターリンは小悪だった。

こうしてリトアニア人とユダヤ人の関心が反対方向をむくなかで、リトアニアのユダヤ人の最初の悲劇が起こる。すなわち1941年6月22日に独ソ戦が始まったとき、リトアニアの反ソ抵抗組織は、部分的にはナチ・ドイツの挑発に乗りつつ、ソ連支配の協力者にしてリトアニアの裏切り者であるユダヤ人に対し、報復としての無差別大量虐殺に手を染めたのである。独ソ戦の初期段階で、リトアニア人あるいはリトアニア人とナチの共同行動

によって殺害されたユダヤ人は、リトアニア全土で 7000 人ともいわれる。

その後、ナチ・ドイツがリトアニアの再独立を容認しなかったかぎり、ナチに対する当初の期待は失われたが、にもかかわらずリトアニア人は、自国のユダヤ人の運命には無関心であった。当時のリトアニアの約 20 万人のユダヤ人の絶滅は、現地のリトアニア人の無関心、消極的協力あるいはリトアニア人補助警察官等の積極的協力を得て執行されたのである。

しかし、リトアニア人も無関係ではなかったホロコーストの記憶は、戦後、リトアニア人が体験した恐怖によって曖昧化される。というのも、リトアニアは 1944 年夏にソ連の赤軍によってナチ・ドイツから解放されたが、戦後のソ連の再支配に対してリトアニア人は激しく抵抗し、1953 年頃パルチザン闘争が殲滅されるまで、大量のリトアニア人犠牲者が出たからである。「森の兄弟」と呼ばれた彼らパルチザンは、リトアニアの愛国者により、ソ連の犠牲者として記憶されたが、他方で、独ソ戦下の反ソ抵抗組織がナチのホロコーストの加担者となった事実は忘れられた。さらに、ソ連の公式の歴史学によるナチの犠牲者の匿名化が、これに拍車をかけた。ソ連では、第二次世界大戦は大祖国戦争と呼ばれ、ソ連国民が一丸となって戦ったこの戦いの犠牲者において、ユダヤ人のみを特権的に語ることは許されなかった。

リトアニアは 1991 年に独立を回復し、リトアニアがソ連の犠牲者を名乗っていけばすむ時代は終わった。現在 EU 加盟国となったリトアニアでは、ソ連時代にはタブーであった森の兄弟の名誉回復が行われると同時に、かつて自国に存在した反ユダヤ主義や、リトアニア人とホロコーストとのかかわりに関して歴史的検証が進められている。しかし、犠牲者に対して謝罪を要求する感情は国民のあいだに強烈な求心力を発揮する一方、リトアニアにかぎらず、加害に対する謝罪にそのような求心力を持たせることは容易ではない。

以上の報告は、拙稿「自国史の検証——リトアニアにおけるホロコーストの記憶をめぐって」(野村真理・弁納才一編『地域統合と人的移動』御茶の水書房、2006 年)にもとづいて行われた。

2007年3月5日

日本学術会議史学委員会
歴史認識・歴史教育に関する分科会報告

日本と韓国での歴史共通認識と歴史共通教材

君島 和彦

はじめに

この報告は、日本と韓国の交流を、共通の歴史認識を求める視点で、日本での成果を中心に紹介した。その際、歴史認識の交流、教育実践交流、教材作成による交流に分けて紹介した。このようなまとめは、韓国では鄭在貞氏によって行われている。

1. 共通教科書の困難さ

検討の対象にした日本・中国・韓国では、歴史教科書の編纂過程に政府が介入しているために、教科書の内容に国家意志が強く反映している。時折、日本での教科書検定や歴史教科書の発行などをめぐって、歴史教科書問題と言われる政治問題が起こる。そのたびに共通教科書を作れという声が起こる。しかし、日中韓の共通教科書は各国に独自の教科書制度があることなどのために困難が多い。そこで、民間レベルで歴史認識の共有を求めて各種の活動が展開されている。

2. 歴史認識を巡る交流

歴史認識をめぐる交流には、いろいろなレベルがある。それを整理すれば、以下のようになろう。主に韓国との交流を中心に紹介する。

(1) 研究者の交流・翻訳など

最初は研究交流である。ここには、研究者の留学や相互の国内学会などへの参加、研究書の翻訳、韓国や中国の自国史教科書の翻訳などがある。しかし、中国や韓国では日本の教科書の翻訳はなく、日本歴史の通史や概説書もほとんどない状態である。

(2) 日韓の歴史研究者による研究発表会

日韓の歴史研究者による研究交流、研究発表会は、数多く行われている。主なものをあげれば、日本歴史学協会の国際交流委員会による日韓合同の研究会である「日韓歴史家会議」、韓国のソウル大学校と日本の一橋大学の合同研究会、5年に1度ずつ国際シンポジウムを開催している比較史・比較歴史教育研究会の国際シンポジウムなどがある。政府が関与している点で他と異なる交流が日本と韓国・中国の間にある。韓国とは現在まで2回開催され、3回目は進行中である。中国との交流は継続中である。ここでは、研究会が非公開であり、成果の公表が不明朗であるなど、問題点が多い。

3. 歴史教育・教育実践による交流

歴史教育や教育実践を学びあう交流も数多く行われている。

(1) 歴史教育と教科書を学びあう

歴史教育と歴史教科書を学びあう交流には小中高の教員も参加している。日本歴史学協会の「歴史教育シンポジウム」で、日本学術会議教育学研究連絡委員会と共催で1989年か

ら始まり、以後毎年開催されている。2000年からは日本・中国・韓国の歴史教育や歴史教科書を中心に検討している。成果は『日本歴史学協会年報』に掲載されている。また、日韓の歴史関係5学会の研究交流も2001年から行われている。報告内容は単行本になって公表されている。日本の日本史教科書の検討は1991年・1992年に「日韓合同歴史教科書研究会」によって初めて行われた。東京学芸大学と韓国のソウル市立大学校の「日韓歴史教科書シンポジウム」という交流も1997年から実施された。

(2)教育実践の交流

教育実践の交流は、主に小学校・中学校・高校の教員によって行われている。1993年から石渡延男氏、継いで三橋広夫氏が代表を務める日韓教育実践研究会、1994年から善元幸夫氏が中心になって実施している日韓合同授業研究会、1999年から早稲田大学名誉教授大槻健氏が中心となり、継いで尾花清氏が中心になっている日韓教育フォーラム、筑波大学谷川彰英氏と大学院生が1995年から2002年までの8年間実施した日韓交流授業の実践などがある。これらは単行本や機関誌を発行し、現在も継続しているものが多い。

4. 教材作成による交流

共同作業による教材作成、歴史の共通認識を求める作業は、最も困難なレベルであるが、多くの成果を上げている。すでに成果を公表しているものに、日本・中国・韓国で作成した教材『未来をひらく歴史—東アジア3国の近現代史』(高文研、2005年)、歴史教育者協議会と韓国の全国歴史教師の会の交流の成果である『向かいあう日本と韓国・朝鮮の歴史—前近代史編・上下』(青木書店、2005年)、日韓「女性」共同歴史教材編纂委員会編『ジェンダーの視点から見る日韓近現代史』(梨の木舎、2005年)、広島県教職員組合と韓国の全国教職員組合大邱支部の交流の成果である『日韓共通歴史教材・朝鮮通信使—豊臣秀吉の朝鮮侵略から友好へ』(明石書店、2005年)などがある。これらの成果が、対象を近現代史に限定したり、ジェンダーや通信史などにテーマを絞っているのに対して、全時代を対象にした成果もある。東京学芸大学と韓国のソウル市立大学校の交流である「日韓歴史教科書シンポジウム—日韓歴史共通教材の作成」が、長年交流を続け、『日本と韓国の歴史教科書を読む視点』(梨の木舎、2000年)を公表し、さらに『日本と韓国の歴史共通教材をつくる視点』(梨の木舎、2003年)を刊行した。その基礎作業の上で作り上げた日韓共通教材が『日韓歴史共通教材—日韓交流の歴史—先史から現代まで』(明石書店、2007年)である。これらの成果は、日本語版や韓国語版があり、交流に参加した人々が母国語で読める本になっていることに特徴がある。

アジアでの民間交流は、政府が関与する交流が強いナショナリズムに引きずられているのに対して、自由に意見を交流し多くの成果を出しており、非常に高い水準にたっしていると言えよう。これまでの成果を踏まえて、さらに高度の共通認識に到達する方法を検討し実施することが今後の課題である。

2007年7月26日

日本学術会議史学委員会
歴史認識・歴史教育に関する分科会報告

『日韓交流の歴史』（明石書店）編纂から学んだこと

木村 茂光

はじめに

日本における歴史研究・歴史教育と歴史認識との関係、さらには、日本人・日本政府のアジア認識を相対化するための一素材として、一九九〇年から約一〇年間にわたって携わった『日韓歴史共通教材 日韓交流の歴史 先史から現代まで』（明石書店、二〇〇七年三月）の編纂の過程で学んだことについて報告をしたい。

一、契機と組織の特徴

まず、私たち（日本：歴史教育研究会〈代表加藤章〉、韓国：歴史教科書研究会〈代表李存熙〉）が「歴史共通教材」を作成するに至った経緯を簡単に述べておきたい。

最初の契機は、一九八二年の日本における歴史教科書の検定問題である。そこでは、日本のアジアへの侵略を「進出」と書き換えさせたことなどが明らかになり、中国・韓国を中心とするアジア諸国から大きな反撥を受けた。この事件を契機に、日韓の民主的な研究者・教育者の間で、歴史教科書の共同検討の必要性が言われ始めたが、それが実際に実行されたのは一九九〇年のことであつた。これが第二の契機である。

日韓の研究者・教育者は「日韓合同歴史教科書研究会」を結成し、日韓両国で二回ずつ計四回の研究会を開催し、その成果を『教科書を日韓共同で考える』（大月書店）として公開した。この試みは初めての経験であり、高く評価しなければならないが、いくつかの大きな弱点もあつた。その一つは、日本の教科書叙述、特に近現代史部分への批判が中心になってしまい、日韓「相互」の検討にはならなかつたことである。二つ目は、参加者が流動的だったため、検討内容の系統性が薄く、繰り返しも多くなつてしまつたことである。

この研究会の経験を踏まえて、東京学芸大学の君島和彦と坂井俊樹が留学先の韓国で、ソウル市立大学韓国史学科の教員と立ち上げたのが「日韓歴史教科書シンポジウム」である。一九九七年一二月にソウル市立大学で開催された「韓日歴史教科書の諸問題－共同研究課題の模索－」を第一回目とし、彼らの帰国後、両国で研究の体制を整え、九八年六月以降、年に二回ずつ、二〇〇五年一月まで計一五回のシンポジウムを開催した。このシンポを継続するにあたっては、前述の「日韓合同歴史教科書研究会」の経験と反省を踏まえ、両研究会で以下のような「申し合わせ」を取り決めた。

- 1) 先史から現代までを扱う。

- 2) 両国の高等学校教科書を対象にし、それぞれ自国史に責任をもつ。
- 3) 歴史研究と歴史教科書・歴史教育の関連を重視する。
- 4) 共通教科書ではなく共通教材の作成を目指す。
- 5) 非公開ではないが積極的に宣伝せず、参加者をある程度固定化し、議論の継続性を重視する。
- 6) メンバーは自国史に責任を持つ研究者と高校・中学校の教員によって構成する。
- 7) シンポの事前にレポート冊子を作成し、相互に翻訳してシンポに臨む。

二、シンポジウムの経過

シンポジウムの経過の概略は以下の通りである。

①第1段階 第2回～第4回

それぞれ自国の高校教科書の批判的検討（他国批判と自国擁護を避ける）と関連する歴史学研究的動向の発表。

②第2段階 第6回～第8回

共通のテーマを立て、そこに関する教材案を両研究会でそれぞれ作成して発表し、歴史的評価の差異を確認する。

③第3段階 第9回 《転換点》

それぞれの国で採用している時代区分と教材目次案の検討したが、とくに時代区分では共通点が見いだせず、「先史・古代………現代」という時代区分を採用しないことにし、「前近代」と「近現代」とに大きく二区分することを決定した。

また、「章―節―小見出し」という構成をとることを決め、かつ「節」は両国の関係史を一人が執筆する、すなわち、「節」内部の分担執筆は行わないことを決めた。

④第4段階 第10回～第15回

共通教材の原稿の検討と修正を繰り返す。この過程で、1)年表、2)「このころの日本」「このころの韓国」、3)本文、4)「用語解説」、5)「本文解説」、6)「参考文献」（高校生用と教師用）、という全体構成を確認した。その上で、完成した原稿は一〇年に及ぶ共同研究・共同討論の成果であることを踏まえ、各節の執筆者名を削除することを決定し、本書の内容は両研究会が一致したものであることを明らかにした。

二〇〇五年一月に一応の完成原稿が提出され、以後、編集委員会で文章の統一と修正作業および出版に向けての編集作業を行う。

⑤二〇〇七年三月、出版

*番外 出版を記念して、二〇〇七年六月一六日（土）に、国際シンポジウム「歴史教育をめぐる日本と韓国の対話」を江戸東京博物館大ホールで開催した。

三、一〇年間のシンポジウムで考えたこと

なんといっても、それぞれが自国史の見直しを行ったことである。日本・韓国という二つの国の研究者・教育者が同じ場で議論しながら「自国史の見直し」に取り組んだことは

これまでにない大きな経験ということができよう。この点を踏まえた上で、もう少し具体的な事例を紹介しておこう。

《前近代史》においては、「世界史」が成立しておらず、自国史の色彩が濃い前近代史の共通認識の獲得が意外に難しい、というのが第一印象である。いくつか議論になった点を指摘すると、以下のようである。

①東アジアか東北アジア：「契丹・金」など現在の中国東北部の位置付けの問題。

②中華帝国の相対化：とくに宋の評価。この時期に周辺諸国が自立することの意味。これとの関係で、冊封体制と事大関係との違いと評価。

③加害と被害：とくに、秀吉の朝鮮侵略の記述をめぐる、日本が加害を強調しすぎるため、朝鮮の主体性が評価できなくなる、などの指摘。

④抵抗の描き方：例えば、日本では、元寇の際の「三別抄」の活躍だけを評価するが、あれは全国的な義兵闘争の一部であるという意見。

⑤古代文化のとらえ方：文化の伝播 韓国－半島から日本へ 日本－中国から日本へ

⑥概念の普遍性の問題：「縄文文化」・「弥生文化」などは日本史独自の概念に過ぎない。

「推古朝」の「朝」はダイナスティを意味するのか？、という疑問。

《近現代史》について

①日本の侵略過程と朝鮮の抵抗運動：日本側の事件だけが詳細に叙述され、朝鮮側の抵抗運動が描かれない。前近代史の③と似た問題。

②植民地下の交流：日本人の朝鮮認識と朝鮮人の日本認識

③在日朝鮮人の評価：名称の問題、現在の韓国における在日朝鮮人の評価の問題と関わり、どのような表記にするか？ 本書では「在日コリアン」としたが十分ではない。

④概念の問題：「日帝」などの使われ方。

⑤現在の政治との関連：独島か竹島か、日本海か東海か、などの問題。中国の「東北 工程」問題と絡んで、高句麗の評価をめぐる問題など、私たちでは解決できない問題 も 少なくはなかった。

以上、アットランダムに紹介したが、シンポを経験する中で、非常に難しいと思ったのは、日本のマスコミの姿勢である。シンポに関心をもって取材に来てくれるのは嬉しいのだが、彼らが聞きたいのは両研究会の「交流」の成果ではなく、両者の意見の「対立」であった点である。「交流がこんなにも進んだ」というのは記事にならないらしい。本当にそんな姿勢でよいのだろうか。

四、成果

紙幅も尽きたので、成果を箇条書きにまとめて報告を終えたい。

①日韓共通の通史を書いたこと。

②先史から現代まで、その内容の責任を二つの研究会がもったこと。

③「一国史」を克服する可能性－教科書検定批判への新たな取り組み。

- ④歴史認識を共有するための基盤の難しさを明らかにしたことー国益・ナショナリズム
- ⑤歴史認識の共有を可能にする条件を明らかにしたこと。

2007年7月26日

日本学術会議史学委員会
歴史認識・歴史教育に関する分科会報告

「東欧における『過去の見直し』」

篠原 琢

1. 公式史学

社会主義諸国では、一般に言論が統制され、共産党政権の存立に疑いをさしはさまむような主張をおおやけにすることはできなかつた。とりわけ、歴史学は、社会主義体制の正統性を根拠づける役割を担った。

現代史、なかでも第二次世界大戦の記憶は、東欧諸国にとっては、もっとも政治的に敏感にならざるをえない領域である。この地域では、共産党支配体制は、第二次世界大戦の結果、成立したからである。公式史学は、ファシズムを資本主義体制＝帝国主義体制の矛盾が究極的に生みだした独裁体制と位置づけ、第二次世界大戦を「全世界の民主勢力とファシズム」のたたかいとみなした。ナチス・ドイツとその傀儡政権に侵略、支配された東欧諸国の第二次世界大戦は、ファシズムからの東欧諸民族の「民族解放闘争」としてとらえられ、この「民族解放闘争」は、階級的に抑圧された人々の「人民革命」へと連動していくはずであった。「民族解放闘争」、「人民革命」を指導し、その前衛を担ったのが共産党であり、それを支援し、連帯したのがソヴィエト赤軍だったのである。「民族解放闘争」の前衛をになった、という「歴史的事実」こそが、戦後における共産党の執政を正当化したのであり、またそこに示された「連帯」こそが、ソ連と東欧各国との同盟関係の源とされたのであった。

こうした説明に適合しない記憶を表明することは、公式歴史学に異議申し立てとなった。公式史学では、第一に、共産党以外の勢力が担った「民族解放闘争」の存在は容認されなかつた。第二の問題は、ソ連との関係である。1939年8月、ドイツがポーランドに侵攻する直前にソ連と結んだ「独ソ不可侵条約」は、附帯された秘密条項で、東欧におけるソ連とドイツとの勢力圏の分割を決めていた。ソ連に占領された国々にとっては、1941年6月に独ソ戦がはじまるまで、ソ連はナチス・ドイツの実質的な同盟国として立ち現れたのである。この時期や、あるいは第二次大戦末期に、赤軍が占領地域でおこなった行為には、公式史学が主張する「民族解放闘争」への「支援と連帯」という説明とは大きく矛盾するものが数多くあつた。これらの点は、共産党政権の正統性、ソ連との関係を直接脅かす政治性を持っていたがゆえに「歴史の白班」とされた。

さらに、第二次世界大戦を「民族解放闘争」、「人民革命」と見る視点からは、原理的に排除される記憶が存在する。公式史学では、第二次世界大戦における解放の主体、抵抗の主体は、もっぱら「民族」である。「民族」と「人民」は本来別の性格を持ったカテゴリーであるはずだが、抵抗の主体としての「人民」はある政治的な境界を持ち、独自の歴史的

性格を持つ「民族」として把握された。「人民」とは決して抽象的で、コスモポリタンな階級として考えられたのではなく、あくまで個別的な境界をもちつつ、相互に連帯する「民族」として現実の主体となる。逆に、「民族」的個性の本質をなすものは、働く「労働者・農民」であり、「人民的性格」を持つものと考えられた。単純化していえば、「反ファシズム闘争」＝「人民革命」は、容易に「反ドイツ闘争」＝「民族解放闘争」と等号で結ばれるのであった。これは、19世紀に成立した東欧の国民史の叙述の型の延長線上にあり、階級闘争という二次的構築物が載せられたものといつてよいだろう。

2. 「国民史のカノン」への挑戦

「民族解放闘争」を第二次世界大戦の記憶の中心に置き、解放の主体を「民族」＝「人民」とすることによって、第二次世界大戦史は、特定のプロットを持って叙述された。「悲劇」（占領による民族の受難）と「英雄譚」（抵抗の物語）である。この叙述の型によって、多くの問題が見えなくなった。その一つは占領下の「対敵協力」の問題である。「ファシスト＝ドイツ占領権力」対「解放闘争の主体＝民族」という図式のなかでは、「対敵協力者」は、「解放の主体」から自動的に外在化され、「民族の敵」として糾弾された。第二の問題は、「ホロコースト」の問題である。東欧は、ホロコーストの犠牲となった「ユダヤ人」の多くの出身地域であり、かつその主な舞台となった地域であった。たしかにホロコーストは、戦後の社会主義諸国ではナチス・ドイツの残虐さを示す象徴的な行為として「反ファシズム」教育の中核にあった。しかし他方、「解放の主体」＝「民族」に統合できない存在としての「ユダヤ人」の問題は、常に「民族解放の物語」に微妙だが、決定的な不協和音をひびきわたらせていた。1950年代の「反シオニズム・キャンペーン」には、明確に反ユダヤ主義的色彩が貼りついてしたが、これは戦前から戦中にかけて（そして現在にいたるまで）東欧諸地域に存在する反ユダヤ主義的傾向との連続性を想起させずにはおかなかった。実際、ホロコーストは、占領下での「民族の受難」の物語に平仄があうかぎりにおいてのみ参照され、いわゆる「ユダヤ人問題」が独自の問題として語られることはなかったのである。まして、「ホロコースト」に対する当該社会の一定の「責任」を問うことは、「悲劇と英雄譚」とは相容れるものではなかった。

さて、「公式史学」の対極にある「反体制史学」はどうだったのだろうか。共産党政権の潜在的なライヴァルとして排除された政治勢力が、抵抗運動の「より本当らしい」担い手として自己主張するのはごく自然なことであった。「民族解放闘争」を担った歴史的正当性を主張することは、直接に現存の社会主義体制の不当性を訴えることを意味したからである。東西冷戦という構図の中で、共産党の解放闘争神話に、みずからの抵抗運動の歴史的真实性を対置することは、当然のことながらしばしば強い反共イデオロギーと結びつくことにもなったし、この潮流は、公式史学の主張するソ連軍による「解放」を、新たな「占領」のはじまりと位置づけることによって、第二次世界大戦から、「民族解放闘争」が依然継続している、という立場をとることもあった。その意味で、「悲劇と英雄譚」は、さらに戦後

史の叙述に持ち越された。後に見るように、ポーランド社会のホロコーストへの一定の「加担」が論じられ始めたとき、もっとも強くこれに反発したのは、むしろ旧国内軍の流れを汲む人々であった。公式史学と反体制史学は政治的には、180度の差異をもって対峙しているにもかかわらず、第二次世界大戦の記憶を、「民族」を主体として構築し、伝えていくという基本的な語りの位置を共有しているかぎりにおいて、互いに互いの陰画をなしている。両者の間には、より真正な「民族の正史」の争奪戦が繰り広げられたのである。

ポーランドにおいてポーランド社会とユダヤ人との関係、なかんずくドイツ占領中のポーランド社会のホロコーストに対する態度が問題として焦点化するのには、1970年代末から80年代のはじめのことであった。これが伏線となって、1987年、文学研究者のヤン・ブウォンスキの論文、「哀れなポーランド人がゲッソーを見つめている」が、大きな論争を呼び起こすことになる。ちなみにこの論文は、チェスワフ・ミウオシュの詩、「哀れなキリスト教徒がゲッソーを見つめている」を下敷きにしている。ここから始まり、1990年代のイエドヴァブネをめぐる論争に至るまでの議論は、ポーランド国民史の「カノン」に根本的な疑いを提起し、第二次世界大戦についての「対抗的記憶」に関心を集めるものであった。

ブウォンスキが求めたのは、たとえそれが控えめに言ってホロコーストという犯罪に対する「傍観」だったとしても、ポーランド人が「ホロコースト」への一定の関与を認め、ポーランド史のなかに、ユダヤ人との共存、そしてその破局を正当に位置づけることであった。共産党の支配的歴史像のみならず、国民史のカノンに挑戦しようとする流れは、1970年代末から80年代にかけて東欧諸国の異論派のなかに同時に現れるが、いまはそれを指摘するだけに留めよう。

カトリック系の雑誌を中心に展開された議論は、歴史的、というよりは、道徳性をめぐるものであったが、「受難と抵抗」の物語が要求するのは、道徳的に無垢な犠牲者であり英雄だったから、ブウォンスキの議論は、大きな反発を呼んだ。近年の歴史研究で明らかにされていることは、日常的な殺人と暴力の光景や、大規模な財産の移動（ユダヤ人資産の「アーリア化」）によって、ドイツ占領下のポーランド社会は、深刻な道徳的崩壊を経験したことである。1947年のケルツェでのポグロムのように、それは戦後のポーランド社会にも深い傷跡を残すものであった。

「ホロコースト」に対するポーランド社会の関与について、極端な形で問題を提示したのは、2000年に公刊されたヤン・トマシュ・グロスの『隣人たち』という著作であった。これは、1941年7月、すなわち独ソ戦の開始直後にイエドヴァブネという町で起こったユダヤ人の虐殺事件を扱うものである。グロス自身は、父親をユダヤ人とする歴史家で、1968年にポーランド出国を余儀なくされ、合衆国で活躍している。

「隣人たち」とは、この虐殺にかかわったのが、地域のポーランド人だったことを示唆する書名である。ブウォンスキ論文をめぐる論争や、その後の国内軍の反ユダヤ主義に関する論争の論点を引き継ぎながら、イエドヴァブネ論争は、社会全体を巻き込み、政治指導者にも一定の立場の表明を迫った点で、以前の論争とは比較にならない深みと広がりをも

持った。論争は、ポーランド社会の反ユダヤ主義や、ホロコーストへの関与をめぐるものであったが、従来の論争が、「無関心」、「傍観」、「暗黙の協力」を問題としたのに対して、虐殺への「積極的加担」がここでの焦点となったから、反響はいつそう大きなものであった。

歴史家のアンジェイ・パチコフスキは、グロスの著作への反応として、四つの型を挙げている。1.自己批判的立場（事件が象徴するものをポーランド国民史に有機的に取り込まなければならないとする立場）、2. 開かれた弁護、あるいは穏健な弁明（グロスの論点を認めながら、歴史的連関を重視し、道徳的判断を絶対化しない）、3.閉じた弁護、あるいは極端な弁明（歴史的連関をもって、当時のポーランド社会の態度を免罪する立場）、4. 拒否（ここには提起された問題をユダヤ人の新たな陰謀とする極端な立場もある）。

当時のポーランド共和国大統領、クファシニェフスキの立場は、1に近いものであろう。イエドヴァブネをめぐる議論は、当面、国民記憶院の報告をもって、沈静化しているが、後に見るように歴史研究者に残された課題は少なからず存在する。

3. 国民記憶院(Institute of National Remembrance)

ここで、国民記憶院 (Instytut pamięci narodowej) について、紹介しなければならない。ポーランドにおける共産主義体制の崩壊後、過去をいかに説明するのかをめぐって広範な論争が行われたが、1998年12月セイム（ポーランド議会下院）が、「国民記憶院—ポーランド国民に対する犯罪訴追のための委員会」の設立に関する法を採択した。国民記憶院が活動を開始したのは2000年の後半のことである。

設立法の序文には、この機関の設立にあたってセイムが意図したことが次のように書かれている。

「第二次世界大戦中と戦後において、ポーランド国民の被った多大な犠牲と損失、損害を記憶し、

占領者に対して戦いを成し遂げるというポーランド国民の愛国的伝統がナチズム、コミニズムにも向けられたこと、そして、

独立ポーランドを再興し、自由と威厳とを守ろうというポーランド人の行いに思いをいたし、

平和と人道に対する犯罪、戦争犯罪を訴追する義務を念頭に、

国家によって行われた人権侵害という不正を正すために、すすんで補償を行うことは義務だということを忘れてはならない。国民に対して、権力によって行われた無法な行いは隠されてもならないし、忘れられてもならないと、私たちは確信する。」

記憶院の主な課題は、1939年から1989年にかけての抑圧システム、および全体主義に対する多様な形の抵抗を調査し、不正を被った人々のために、そしてナチス、共産主義体制の犯罪を訴追するために、史料を整理することとされている。

この機関がユニークなのは、次の三つの部局からなっている点である。

- ・ ポーランド国民に対する犯罪訴追委員会
- ・ 史料保存・公開局
- ・ 公教育局

国民記憶院には、史料保存・研究・教育という通常の学術機関の持つ機能だけでなく、犯罪を訴追する検察機能が備えられているのである。ここには現職の検事が雇用されている。

国民記憶院の設立過程からして、その目的は何よりも人民共和国時代の権力犯罪を解明し、場合によっては関係者を処罰することにある。国民記憶院が収集・保存する史料としてもっとも重要なのは、人民共和国時代の公安機関の文書で、旧東欧圏では例外的に、広く研究者に公開されている（公安機関の文書は、政治的に利用されたり、社会的不和をもたらしたりする恐れがあるので、例えばチェコ共和国では、いまだに公開に関するルールがはっきりしていない）。もちろん、人民共和国時代の現代史について、「叙述の型」すら明確でない現状からすれば、そこに研究が集中するのは、理解できることである。問題は、記憶院の設立趣旨からして、この機関は、むしろ先に述べた「受難と抵抗」の物語に則って設立された、ということである。右派が記憶院の設立に熱心だったことにも注意を払わなければならない。同様の機関の設置が、チェコ共和国でも議論されているが、こちらでは「反共」的な色彩がよりはっきりしている。

その意味で、記憶院によるイエドヴァブネ事件の研究は、いわば「望まれなかった」仕事であった。出された結論が、「開かれた弁明」と「閉じた弁明」の間にあり、ポーランド社会の反セミティズムに踏み込まれなかったのは、その表れかもしれない。しかし、記憶院の仕事がグロスの提起に対して消極的意義しか持たなかったというのは誤りであろう。

グロスの提起が、いわばドイツに対するゴールドハーゲンの提起のように、この構図を過度に単純化したものであって、それに続く議論で、道徳性の問題が前面に出てしまったのは、問題提起の初発の段階として、いわばやむをえないものであった。記憶院の仕事は、ポーランド社会とユダヤ人という二項対立的把握を拒否し、事件を歴史的文脈のなかで理解するように努めている。たとえ、それが弁明論的に響いたとしても、「1941年夏」という時点で、イエドヴァブネという特定の場所がおかれた文脈を理解することなしには、事件を考えることはできないだろう。イエドヴァブネは、ドイツとソ連の軍事境界線上に近いソ連側にあったので、独ソ戦が始まって、最初にドイツ軍に占領された地域であった。ソ連占領中の経験と、ドイツ軍占領下での暴力が、この事件の背景にあったことは疑いない。研究者は、戦争と占領政策が地域社会にもたらした変化を微細に跡づけなければならないのである。他方、ポーランド社会、あるいはより限定的にイエドヴァブネに存在した反セミティズムの評価も重要である（イエドヴァブネを含む地域は反ユダヤ主義的なエンデツィアの牙城の一つであった）。歴史的連続性という縦軸と、戦争による変化という横軸の交わりの中に、この事件を定位しなければならない。この点で検討しなければならない問題こそが、歴史研究者に開かれた新たな領域といってよい。その深化のなかではじめて、

歴史における倫理性の問題にも見通しが得られるはずなのである。

2007年7月26日

日本学術会議史学委員会
歴史認識・歴史教育に関する分科会報告

沖縄の「集団自決」をめぐる高校歴史教科書の記述について

君島 和彦

この報告は、歴史認識をめぐる最近の状況についての説明と問題提起という形で行われたものであり、事態の進行の中での話題提供であった。

沖縄戦末期に起こった「集団自決」について、高校日本史教科書での2006年度検定で、文科省は、5社7冊の教科書で、「集団自決」を軍が強制した旨の記述に修正意見をつけた。文科省は、これまでの方針を変えて、「集団自決」で日本軍による強制または命令があったとは断定できないとの見解をとった。検定では、主に研究状況の変化をあげたが、記者会見などでは元日本軍軍人の提訴した大阪地裁での訴訟も考慮したと述べた。修正意見を受けて、各教科書では、記述の修正を余儀なくされた。

この報告では、「集団自決」をめぐる教科書記述に対する検定での修正意見の実態を示した。例えば実教出版の教科書では、「日本軍は、県民を壕から追い出し、スパイ容疑で殺害し、日本軍のくぼった手榴弾で集団自害と殺し合いをさせ、800人以上の犠牲者を出した。」という検定申請本の記述の内、「…殺し合いをさせ、」の「させ」を修正するように求められた。この教科書では「集団自決」という用語を使わず「集団自害と殺し合い」という用語を使い、「集団自決」と言う用語に含まれる可能性のある「自決」の美化に注意を払っていた。文科省との何回かの修正折衝の後、合格本では「日本軍は、住民に対して米軍への恐怖心をあおり、米軍の捕虜になることを許さないなどと指導したうえ、手榴弾を住民にくぼるなどした。このような強制的な状況のもとで、住民は、集団自害と殺し合いに追い込まれた。これらの犠牲者はあわせて800人以上にのぼった。」となった。ここでは、日本軍の強制や命令は、「強制的な状況」となり、「住民は、集団自害と殺し合いに追い込まれた」となったために、「自決」の最終判断は住民によると読める記述になった。

さらに報告では、このような検定の事態に直面して、沖縄では、沖縄戦を正しく教えられないとして、県民ぐるみで検定意見撤回を求める運動がおこったことを、新聞記事を使いながら説明した。特に、沖縄での運動は、これまでにない大集会が開かれ、沖縄県議会だけでなく、全ての市町村議会で、検定意見撤回を求める決議がなされた。このような沖縄での運動に対応して、東京などでも教科書執筆者を中心に検定意見撤回を求める運動がおこった。

しかし、文科省は、検定意見を撤回しなかっただけでなく、沖縄戦の記述に関する指針を作成して公表した。検定にあたって、文科省がある事件に関して、記述の指針、検定の指針を示したことはなく、検定制度上も大きな問題を残すことになった。

歴史認識・歴史教育に関する分科会では、このような事態を重く受け止めて、今後の進展に注目する必要があると問題を提起した。

2007年7月26日

日本学術会議史学委員会
歴史認識・歴史教育に関する分科会報告

ワシントンポスト紙掲載の従軍慰安婦をめぐる意見広告について

姫岡 とし子

アメリカの下院は、2007年7月31日に「日本政府は第二次世界大戦中の強制的な慰安婦制度を正式に認め、謝罪すべき」という決議を採択した。これに先立ち、日本の政治家やジャーナリストたちがワシントンポストに、慰安婦の強制性を否定する意見広告を掲載した。これまで十分に明らかにされていなかった「慰安婦」に関する歴史的事実を何点か提示することを意図して、「事実」というタイトルがつけられた、この広告では、売春の強制を示す歴史文書が見つかっていないこと、慰安婦の証言における一貫性のなさなどを根拠に、彼女たちは「性奴隷」ではなく、公娼制度のもとで働いていた売春婦だと結論づけられている。

この意見広告、あるいは歴史修正主義者たちの主張には、軍が民間業者に強制連行はしないよう警告した記録の存在など、たしかに事実も含まれてはいる。しかし、このような警告の存在は、それだけ過酷な連行が多かったためとも考えられ、彼らが指摘する「事実」の背後には彼らが意図的に見ようとしない多くの事実が存在している。戦時の記録はすべて残っているわけでないのに、彼らは「証拠がない＝事実がない」、そして彼らの主張は「証拠にもとづく＝事実」だと主張する。歴史修正主義者たちは、一握りの事実から全体像を構成し、性奴隷制の存在を否定するのである。

元慰安婦の性奴隷化は、植民地および軍事的支配下で強化されたアジア蔑視と男性優位の構造によって可能になったものである。従軍慰安婦問題を考察するために、私たちは、こうした構造、元慰安婦の証言、記録文書、文書の存在しない要因などを総合的に検討しなければならない。

元慰安婦たちは、家父長制の支配する社会のなかで、ながらく沈黙を強いられてきた。ようやく声をあげた彼女たちの語りを否定し、正義回復の主張を陳腐化することは、彼女たちの人間的尊厳の否定につながり、彼女たちをふたたび隷属的な状況におくものである。

2008年3月3日

日本学術会議史学委員会
歴史認識・歴史教育に関する分科会報告

ドイツ・フランス共通歴史教科書の到達点

近藤 孝弘

はじめに

2008年4月9日、ベルリンのドイツ歴史博物館において、独仏文化協力担当全権でありベルリン市長のクラウス・ヴォーヴェライトとフランス国民教育省のグザヴィエ・ダルコス大臣の手で、完成したばかりのドイツ・フランス共通歴史教科書第2巻が内外のマスメディアに披露された。

ウィーン会議から1945年という、両国関係が極めて緊張した時代を扱うこの巻が、当初の予定よりも1年遅れたとはいえ、こうして無事に刊行されたことで、独仏共通歴史教科書のプロジェクトは大きく前進したと言えよう。2006年に刊行された現代史を扱う第3巻とあわせて、これで計画されている全3巻のうちの2巻が揃ったことになる。

さらに今日、ドイツとポーランドのあいだでも従来の教科書対話の枠を越えて共通歴史教科書を作るための準備作業が進められている。ドイツは遠からず西と東の隣国と、それぞれ共通の歴史教科書を持つことになるかもしれない。

こうした状況については、それを将来におけるヨーロッパ共通の歴史教科書を目指す動きの一部として、つまりヨーロッパ統合の枠組みで捉えるべきか、それともドイツの二国間外交の成果と考えるべきなのかについては判断が難しいものの、いずれにしても重要なのは、一国を越えた共通教科書というアイデアが実現可能なもの、さらには実現すべきものとして、今日、当然のように捉えられているという事実である。これは、1950年代の欧州評議会によるヨーロッパ史教育プロジェクトにおいて、ヨーロッパ共通の歴史教科書を作成するといった目標は追求しないとされていたのとは大違いであるばかりか、冷戦終結後のいわゆる「ユーロフォリア」の中でまとめられたドルーシュの『ヨーロッパの歴史』が示した事態—つまり共通教科書を目指して挫折した経緯—とも異なっている。

歴史教育と国家との関係を考えるとき、こうした新しい状況が果たして本当に好ましいと言えるかどうかについては、なお意見が分かれよう。しかし、もはや共通歴史教科書が達成不可能な目標だと言うことはできないのであり、本報告は、とりあえず、現時点での目標の達成度を検討しようと試みるものである。

独仏共通歴史教科書作成の経緯と評価¹⁾

この共通歴史教科書プロジェクトが開始されたきっかけは、2003年1月にベルリンで開かれた独仏青少年議会にある。1963年のエリゼ条約40周年を記念して、フランスのリセ20校とドイツのギムナジウム16校の生徒代表550人あまりがベルリンに集まり、外交・経済・技術・文化などの専門委

員会に分かれて両国が取り組むべき課題について議論した。この青少年たちが、「無知によって生じる偏見を取り除くため、両国が同じ内容の歴史教科書を導入することを求める」²⁾という決議をまとめたことが、プロジェクトのそもそもの発端とされる。すなわち、彼らの提案をシュレーダー首相とシラク大統領が取り上げ、さらに連邦制のドイツにおいて、当時の独仏文化協力全権だったザールラント州首相ペーター・ミュラーが各州の説得に成功したことから、共通歴史教科書に実現の道が開かれた。

このあとドイツとフランスの両国政府の手で教科書作成専門家委員会が構成され、同委員会が作成したプロジェクト全体のコンセプトに基づき、公募で選ばれたクレットとナタンの独仏教科書出版社チームが、実際に教科書の作成にあたることになる。教科書の具体的な編集作業においては、まず両国から5人ずつの執筆者が選ばれ、2005年4月の会合で執筆分担が決められた。原稿の作成は、各章について1人の著者が担当し、相手国の2人がアドバイスをするという形で進められたという。

この過程で著者たちが直面した5つの問題が、クレット社のサイトに掲載されている。

1. 歴史教育や特に歴史教科書そのものについての両国の理解の違い。フランスでは、教師には生徒を正しい歴史認識へと導く役割が求められるのに対し、ドイツでは、生徒に自分の意見を持つよう促すことが期待され、それに応じる形で教科書の形式も異なってくる。

2. 教育課程基準の拘束力の違い。フランスでは、教科書は教育課程基準に厳格に従うものだと考えられているのに対して、ドイツでは、かなりの自由が効いて然るべきだと考えられている。

3. 教科書の構成の違い。フランスでは、歴史教科書は年代順の記述が当たり前なのに対し、ドイツでは、テーマごとに時代が自在に前後に行き来することも珍しくない。

4. 歴史記述の違い。たとえばベルサイユ条約について、フランスでは戦争に対するドイツの「責任」が語られるのに対し、ドイツでは「罪」が論じられるという違いがあるという。

5. 少なくともドイツ側には、フランス人研究者は「エリート主義的」で「頑固」、したがって協力が難しいという先入観があったという。

このような困難を乗り越えることにより、2006年春にフランス語版が、夏にドイツ語版が完成する。共通歴史教科書を迎えた両国社会は、それに対して概ね好意的だったと言えるだろう。フランス2やドイチュ・ヴェレのような放送局はもちろん、両国の多くの新聞がそれを画期的な試みと報道した。そこにはまた、この教科書を使用する生徒や教師から寄せられた、「相手国の歴史の見方を知ることができる」、「これまで見たことのない図表や資料がふんだんに盛り込まれている」といった肯定的な感想も数多く記録されている。

それに対して研究者からは若干の批判も提起されている。それらは以下の3つに分類される。

1. 記述における単純なミスの指摘。
2. (教科書執筆者と評者のあいだの)歴史理解の違いに起因する批判。
3. 記述不足への不満。

また、これらが基本的に歴史研究者によるものだとすれば、歴史教育学者からはさらに次の2つの問題点が提起されている。

1. 数多く掲載された図表について、それを批判的に読む能力の育成が必ずしも明確には求められていないこと。

2. ドイツ語とフランス語のあいだで無理な表現の一致が見られ、そこに歴史理解の多様性を教育に活かそうとする意識の不足を表していること。

細かく見ていけば、より多くの問題点が見出されるであろう。しかし、このような問題の指摘にもかかわらず、全体的に見れば、研究者の評価も予想以上に高いと言えよう。なによりも、このような教科書を作成することそのものに、ほとんど本格的な批判が向けられていないのが興味深い。

問題点は、教科書そのものよりも、むしろその教育現場での普及の方に見ることができる。クレット社によれば、2006年に刊行された第3巻は、第2巻が完成した時点で、すでに45,000部が売っていたということだが、それが実際に学校でどの程度に使用されているかは明らかではない。

そもそも両国の学校とも、1年間にわたって1冊の教科書で教えることはほぼないと考えられることから、その普及度を見ること自体が無意味とはいえず、少なくともドイツ側でそれが有力な教材として積極的に利用されているのは、フランス語で歴史を教える課程においてであるということは確認しておく必要がある。こうした課程は今日のドイツにおいて決して例外的な存在ではないとはいえ、やはりそこで学ぶ生徒の数はそれほど多くはないと言わなければならない。そもそも、この教科書が後期中等教育という進学者が限られる学年を対象としていることも注意を要する。

独仏版の同一性をめぐって

続いて、この教科書の最大の特徴とされる独仏両版での内容の同一性が、どの程度に実現しているかを検討したい。

実際には、この問題について厳密に述べることは不可能だが、両版を読み比べたところでは、多少の翻訳上のミスがあるとはいえ、基本的には同一の内容を伝えていると結論して良いと思われる。むしろ上記のように、無理に表現の一致を追求した箇所³⁾もみとめられるほどであり、少なくとも同一性が真剣に追求された様子をうかがうことができる。

しかし、そのような努力にもかかわらず、やはり翻訳の限界とも言うべき問題が残されていることも確かである。それは、たとえばドイツ語とフランス語のそれぞれの版が想定する読者に期待される予備知識の違いや、それと結びついた個々の歴史的事象についての感受性の違いによって生じる。たとえばグローバリゼーションを扱う第11章に見られるキーワード **Altermondialisme – Globalisierungskritiker** の説明に、その問題が明瞭に見られる。

フランス語版: **Altermondialisme** 「自由主義モデルによるグローバル化に異議を唱え、人々の利益にかなう別の形のグローバル化を提案する動き」

ドイツ語版: **Globalisierungskritiker** 「主として経済的利益を志向する世界経済の自由化を拒絶し、オルタナティブな(社会的・文化的・エコロジー的利益を志向する)グローバル化を促す運動。フランス語では、これを指すものとして **altermondialisme** (オルタナティブなグローバル化のための運動)という言葉が確立されている。」

2つの説明のあいだに矛盾はない。しかし、ここには **altermondialisme** に相当する言葉がない

めにドイツ語版が、キーワードの説明というレベルを越えて、事実上、その言葉が確立されているフランス社会の説明にまで立ち入らなければならない様子が表れている。

もともとこの教科書は、グローバリゼーションという現象について、フランスではそれがもたらしかねない文化の画一化・アメリカ化が危惧されているのに対し、ドイツではそれが持つ経済的な影響にもっぱら関心が向かっているという違いがあることを強調している。上記のキーワードについての詳細さの点で異なる説明は、このような教科書に描かれた状況を反映すると同時に、両国の社会とそれを前提とした言語使用の違いが、同一の表現を困難にしている様子をうかがわせるものである。

これが記述内容と結びついた、意味のあるズレだとすれば、感受性の違いから生じたと推測されるミスとして、次の例をあげることができよう。

フランス語版: (第二次世界大戦により) 推定によれば 5500 万人が命を失った。この数字は軍人の死者だけでなく、空襲やナチスの迫害による民間の犠牲者を含んでいる。

ドイツ語版: (第二次世界大戦により) 推定によれば 5500 万人が命を失った。この数字は軍人の死者だけでなく、空襲の犠牲となった民間人やナチスの絶滅政策の犠牲者を含んでいる。

絶滅政策の犠牲者を市民に限定すれば、論理的にはフランス語版の記述は間違いではないが、連合軍による空襲の犠牲者と絶滅政策による犠牲者を同じ民間人として一括りにすることが、果たして妥当かどうかについては、意見が分かれよう。いずれにしても、この判断において、独仏版の記述が違っていることは確かである。

このほか、語彙の違いそのものが翻訳の障害となる場合もある。その例としては、ドイツ語の *Erinnerung* (記憶), *Erinnerungskultur* (記憶文化), *Gedenken* (記憶・追悼) という 3 つのニュアンスの異なる言葉すべてに対して、フランス語では *mémoire* があてられていることがあげられよう。

翻訳の問題について最後に指摘しておきたいのは、レイアウトおよびフォントの問題である。独仏語版の双方を並べて見れば、ドイツ語版で一回り小さなフォントが使用されていることが一目瞭然である。ドルーシュの『ヨーロッパの歴史』の際にも明らかだったように、同じ内容をドイツ語とフランス語で表現すると、どうしても前者では多くの文字とスペースを必要としてしまう。したがって同じレイアウトを維持しようとするれば、その分だけフォントを小さくせざるを得ないのである。これは、この教科書を日本語等の他言語に翻訳する際にも生じうる問題である。

おわりに

独仏両版のあいだの微妙な差異は、ほかにも数多く見ることができる。しかし、こうした不完全さをもって、共通歴史教科書作成は不可能だと言うことに意味があるとは思われない。それは第一に、そうした差異が全体から見れば些細なものにとどまっているからであり、第二にそうした違いもまた有意義な学習の対象となりうるからである。この教科書がドイツにおいて、フランス語で歴史を教える課程で使用されていることは、こうした教育的価値を示すものと言って良いだろう。

むしろ大きな問題点は、言わばその裏側にあるものと思われる。

この教科書の特徴の一つは、独仏双方の歴史の見方を取り上げて互いに学びあう姿勢を強調するところにある。これは、確かに独仏共通の歴史像を無理に目指すよりも現実的であり、また歴史の見方における多様性の維持という点でも望ましいだろう。しかし、たとえばグローバリゼーションに対する両国の見方を対立的に提示することは、「ドイツではこう考えているのに対して、フランスではこう考えている」という、両国国内をそれぞれ別の一色で塗りつぶすステレオタイプを生み出すことにつながりかねない。

本稿では触れなかったが、この教科書が完成した当時、フランス2は、「マーシャルプランについて、フランスではそれをアメリカによるヨーロッパにおける勢力維持のための政策として批判的に見るのに対し、ドイツではそれを西ヨーロッパの自由を守る上で必要だった政策と理解するという違いがあった。この教科書では、その両方の見方を学ぶことができる」と高く評価する紹介を放送した。これは過度の単純化ではないだろうか。確かに、国単位で独仏を比較すれば、こうした相違を見ることもできようが、現実にはドイツ国内にも(あるいはフランス国内にも)多様な意見が存在したのであり、この教科書の方針には、両国の社会が持つ多様性を捨象する危険性がつきまとうことを見逃してはならないだろう。

新たな歴史へのアプローチが導入されれば、別のアプローチに基づく歴史像が排除されるのは不可避とも言え、こうした問題に過度に神経質になることが有意義とは思われないが、独仏共通歴史教科書を見る際には、改めて、それはあくまでも一つの教科書であるということを意識することが重要であると考えられる。

注

- 1) 独仏共通歴史教科書の作成にいたる経緯と概要、両国社会における反応について、さらに詳しくは、剣持久木・西山暁義「歴史認識共有の可能性－仏独歴史教科書の実験」『歴史学研究』No.840, 2008年, pp. 38-45, 62を参照されたい。
- 2) http://www.dfjw.org/de/ofaj/40ans/i_pjresolution.htm (2008/06/17 閲覧)
- 3) デュイスブルク大学のクーンは、ドイツ語版にある *Erinnerung an das Heldentum der Kämpfer* という表現(フランス語の *la mémoire héroïque des combattants* の訳)について、「直訳が有益でないことを示す典型的な例」と表している。(Kuhn, B., *Frankreich und Deutschland in Europa und der Welt*, in: *Geschichte lernen*, Nr.116, 2007, S.61.)

2008年5月23日

日本学術会議史学委員会

歴史認識・歴史教育に関する分科会報告

「従軍慰安婦」問題の由来

分科会副委員長 安丸 良夫

1991年8月、金学順がソウルで記者会見して、自分は日本軍によって「従軍慰安婦」にされていたと名乗り出た。同年12月、韓国人戦争犠牲者35名による「補償請求」が東京地裁に提出され、そのなかには金ら3名の元「従軍慰安婦」が含まれていたが、実名は金だけだった。その金らの記者会見をテレビで見ている、自分は関係史料を見たことがあると気づいた歴史研究者吉見義明は、翌年1月11日に記者会見して史料を公表し、そのことは朝日新聞で大きく報道された。それは宮澤首相の訪韓を目前にした時期のことで、あわてた政府は、吉見の記者会見の翌日に官房長官談話でこの問題への日本軍の関与を認め、謝罪談話を発表、訪韓した宮澤首相も、首脳会談で謝罪した。93年8月4日の河野洋平官房長官談話では政府側の調査結果が公表されて、軍の関与の事実を認めて「心からのお詫びと反省」を表明し、それがその後の政府側の公式見解となった。こうした事態の進展を背景として、93年より高校日本史教科書のすべてにこの問題が記述されるようになり、97年からは中学社会科教科書のすべてにもこの問題が記載されることとなった。

「従軍慰安婦」と慰安所の存在については、戦地へ行った人たちにとっては周知のことであり、文学作品などで取り上げられたこともあったが、具体的な研究としては長いあいだ千田夏光『従軍慰安婦』（1978年）が唯一の成果とあってよかった。この書物は新書版になって広く読まれたが、千田が歴史研究者ではなかったせいもあって、研究者の関心を引くことはなかった。いまひとつ、83年に吉田清治『私の戦争犯罪』が出されて、吉田自身が済州島で女性労働者を集めてそのなかから慰安婦を選抜して強制連行する状況が描かれていたが、この書物が「従軍慰安婦」と「強制連行」についてのひとつの典型的イメージを作り出すこととなった。ところがやがてこの書物の記述が事実ではないことが明らかにされて、「強制連行」をめぐる事実認識が重要な争点となった。他方、韓国では90年に韓国挺身隊問題対策協議会がつくられて、元「従軍慰安婦」からの聞き取りが進められ、こうした女性史研究の発展が金学順たちのカムアウトをもたらして、この問題を批判的な立場から社会的地平へ持ち出す原動力となった。

ところで、金たちのカムアウトと35名の韓国人による「補償請求」裁判が始まったおなじ91年に、湾岸戦争をアメリカで体験した藤岡信勝は、教科書の「自虐史観」攻撃を決意し、自由主義史観研究会を結成した。92年には、秦郁彦の済州島調査が行われて、吉田清治『私の戦争犯罪』にいうような「強制連行」が事実でないことが明らかにされ、秦に示唆されて自由主義史観研究会は「従軍慰安婦」問題に教科書攻撃の焦点をおくよう

になった。97年には「新しい歴史教科書をつくる会」が発足し、「つくる会」は小杉文相との会見を実現して、「自虐史観」的教科書記述を取り上げて文相を追いつめた。この問題と南京事件で虐殺された人数、最近では沖縄での集団自決問題などが、日本の植民地支配や軍国主義をめぐる教科書記述についての典型的な争点となっている。そして2001年の検定では、この問題の記述は全部で7社の教科書のうち4社でのみ記述され、内容的にも簡略化された。反省的な教科書記述の大きな後退がこの時期の特徴である。

「従軍慰安婦」問題についての教科書記述の変化の背景には、政治的な情勢との深いかわりが見られる。この問題への対応をはじめに迫られたのは宮澤内閣だったが、93年8月に宮澤内閣が退陣すると、96年1月まで非自民党政権が続き、その後自民党政権が再構築された。その間、ナショナリズム的な国民統合がさまざまな形で模索され、教科書問題はそのため焦点の一つとなった。「従軍慰安婦」問題の解決のために、95年7月に「アジア女性基金」が設立されたが、この基金運動は国民的な支持を得ることができず、結局は失敗におわった。活動家たちの熱心な運動にもかかわらず、「従軍慰安婦」問題を大きく社会化することは国内的な条件だけからはかなり難しいというのが、この問題の一貫した特徴である。しかし、グローバルに眺め渡せば、北朝鮮による拉致問題への日本政府の対応と「従軍慰安婦」問題への対応は、ご都合主義の二重基準と見られることはむしろ不可避的で、2007年1月にはアメリカ下院で日本非難の決議が行われ、その後もいくつかの国でおなじような議会決議などが行われた。経済大国日本のアメリカ追随外交と日本企業の国際進出は絶えず疑惑の眼で見られているが、そうした大きな背景の中にこの問題をおいて捉える必要がある。

歴史認識の問題としては、この問題にはいわゆる歴史修正主義の認識方法の典型的な事例が示されている。批判的な歴史認識の全体像のなかから、実証の弱そうな論点を一つだけ取り出して、そこに批判を集中し、そのことによって問題の全体を消去しようとする。この問題についての「強制連行」問題はそのようなものである。動物狩のような「強制連行」は、少なくとも朝鮮半島では存在しなかったが、しかしそのことは甘言・偽言による誘拐、前借金による束縛など、はるかに手の込んだ「強制」を否定する根拠にはならない。

「従軍慰安婦」と慰安所の制度化がいかんにして可能になったのかという問いをもっと突き詰めてこの問題の認識を深めることで、私たち歴史研究者は現代日本社会における意識変革に貢献することができるはずだと考える。

2008年5月23日

日本学術会議史学委員会
歴史認識・歴史教育に関する分科会報告

従軍慰安婦に関する欧州議会決議

羽場 久美子

(日本EU学会理事、ジャン・モネ・チェア)

1. 従軍慰安婦に関する欧州議会決議

2007年12月13日、奇しくも南京虐殺(1937年)の日、奴隷貿易廃止200周年を記念して、ストラスブールの欧州議会において、『慰安婦』(アジアにおける第2次世界大戦の戦前・戦中の性奴隷)の公正に関する2007年12月13日の欧州議会決議(以下、「決議」と呼ぶ)が提出され、賛成者多数で可決された。(資料1)

当日は、欧州議会では、人権問題に関する3決議(東チャドの紛争解決、サウジアラビアの女性の権利、および日本の「慰安婦の公正に関する決議」)が提出され、可決されている。

2. なぜ今、欧州議会で決議が採択されたか

なぜ欧州議会で、今この決議が出されたのか。

2007年には、既にこれに先んじて、アメリカ、オランダ、カナダでも日本政府に対し、従軍慰安婦についての謝罪を要求する決議が次々に可決された。

これらの決議を呼び起こしたのは、直接的には、2007年3月1日の安部首相(当時)の発言が発端であったと、欧州連合関係者は述べている。

これに対し、決議では、「1993年河野洋平日本国内官房長官、1995年当時の村山富一首相による『慰安婦』に関する声明、及び1995年と2005年の『慰安婦』システムの被害者を含む戦時被害者に対する謝罪を声明した日本の国会決議を歓迎する」とし、これら旧来の日本政府の立場と、国会決議に戻れと呼びかけている。(資料2 河野談話)

その点で、この世界各国政府に手渡された、「慰安婦」に関する非難決議は、日本政府を公式に非難するものというよりは、安部首相の発言に対する直接的対応と見做すことができる。

また、『慰安婦』の虐待と痛みを償うためのプログラムやプロジェクトを実施してきた「アジア女性基金」の活動が、『償い金』を数百人の『慰安婦』に配布して、2007年3月31日をもって修了した事実に対しても、「これは被害者たちが求めている法的な認知と公的な国際法による賠償を満たすものではない」という1998年のマクドゥーガルの報告書や国連特別報告書に依拠し、日本政府に、過去の日本政府の声明まで戻って、賠償を含む保証を実行するよう求めている。

3. 欧州議会の「決議」提出の根拠と、欧州議会の立場、欧州委員会の立場

この決議は、欧州議会内部では、緑の党と社会主義政党（社会民主党、労働党）のリーダーシップにより、戦争犯罪・奴隷的性労働による人権侵害として策定された。

より直接的には、2007年11月6日、アムネスティ・インタナショナルに伴われた元従軍慰安婦3名（84歳：オランダ、79歳：旧北朝鮮・現韓国、78歳：フィリピンの女性）が欧州議会を訪れ、戦時の日本軍の関与、強制連行、レイプや暴行、強制的労働の結果、トラウマや精神障害を引起したことを赤裸々に伝え、現日本政府は世界に向かい何も起こしていないと嘘を表明している、我々を見てほしい、戦争犯罪を公的に謝罪せよ、と訴えた。

（資料4）

これが、人権を重視する欧州議会全体の広い支持を得て、12月13日の決議に繋がった。

欧州連合の機構は、図のように、EU理事会（意思決定・立法機関）、欧州委員会（行政・執行機関）、欧州議会（立法・民主的統制機関）からなり、元々、欧州議会の権限は他の2機関に比べ相対的に弱い。しかしそれが現在巨大化した欧州連合における「民主主義の赤字」として市民層の強い批判を受けており、法的にもEUの中での欧州議会の力を拡大する方向に修正がなされつつある中で起こった出来事であった。欧州議会の決議と欧州委員会（内閣にあたる）の行動は対応しているわけではないが、今回は欧州委員会内部の日本委員会も、これを支持する方向を取った。世界の人権侵害に注意を喚起しそれを修正させることは、現在欧州連合の最大の課題の一つであるからである。

EU27カ国議員定数785のうち、今回の「慰安婦の公正に関する決議」は、実際には57名の出席者の下、賛成54、反対0、棄権3、という「圧倒的多数（94、7%）の賛成」により可決された。10分の1に満たない出席者で欧州議会の名を冠した法案として効力を持ちうるかという点については、近年決定の合理化と効率化を促すために、日に何件も行われる法案の可決は、このような出席数になることが多いとされる。

（特に、人権、民主主義、法の支配の侵犯にかかわる事案で、法的拘束力のない決議については、議案の上程が以前に比べ、格段に容易になっている。本会議でも定足数が別途求められない限り、40名の出席議員があれば、それを下限の基数とし、決議も賛否を問える。つまり57名の出席は充分すぎる数であるということである。）

加えて重要なのは、反対が0ということであり、この問題については、戦争時の軍が関与した戦争犯罪・性奴隷への日本政府対応のまずさとして、最後まで日本を擁護する声は上がらなかった。欧州議会・欧州委員会内部の親日メンバーでさえ、この法案を支持し、それによって提案修正権を得て、表現を緩和するなどの役割を果たしたとされる。（欧州連合内関係者への事情聴取）

この決議は、EU加盟国すべての政府と議会、日本政府と国家、国連人権委員会、ASEAN諸国の政府、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、中華人民共和国、台湾、東ティモール民主共和国それぞれの政府に、欧州議会議長名で送付された。

4. 欧州議会決議の影響。今後の対応

争点としては、この決議が、今後どの程度日本政府の政策決定を含めて、どの程度影響を持つかということである。

現在われわれがますます緊密化しつつある国際社会の中で生活している以上、オランダ、アメリカからの謝罪決議、さらに直接の戦争当事国ではない欧州連合の謝罪賠償決議が、27カ国を代表する欧州議会の議長の名で、戦争時に政府軍がかかわったレイプ・性的搾取に対する政府としての対処を求めている以上、これを無視することはできまい。

また、欧州議会の決議が示しているように、冷戦後90年代においては、日本政府の声明として幾度か謝罪と賠償に言及している以上、21世紀に入ってこれをなかったことにする安部声明は、慰安婦当事者としても、戦争当事国としても、また人権擁護を最大の柱とする欧州議会としても、これを容認するわけには行かない。

元慰安婦が高齢で徐々に亡くなりつつある歴史的段階に入り、アジア女性基金のような民間団体 NGO ではなく、政府レベルでの早急な賠償を遂行していくことは、「人権に深く関与する」日本政府及び関係者の責務として、誠実な対応が期待されているといえよう。

また歴史研究者、政治研究者も、現在各地域で行われている戦時の歴史認識を当事の敵国同士で再確認・再構成する作業に参加し、歴史教育に反映していくことが求められる。

関連資料

資料 1 European Parliament resolution of 13 December 2007 on Justice for the ‘Comfort Women’(sex slaves in Asia before and during World War II)

『慰安婦』に関する欧州議会決議 英文・和文

資料 2 河野談話：いわゆる従軍慰安婦問題について(内閣官房内閣外政審議室)

資料 3 European Parliament: “Comfort Women” to tell EP about sexual slavery

06-11-2007(アムネスティ・インターナショナルに伴われた3人の慰安婦による証言)

参考 羽場久美子「拡大EUの教訓と、東アジア共同体」『海外事情』2007.6.

資料 1 .

欧州議会 (第二次世界大戦戦前戦中のアジアにおける性奴隷たる) 中及び以前における
「慰安婦」の公正に関する欧州議会決議 2007年12月13日 英文

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&reference=P6-TA-2007-0632&language=EN&ring=P6-RC-2007-0525>

Texts adopted by Parliament	
Thursday, 13 December 2007 - Strasbourg	Provisional edition
Comfort women	P6_TA-PROV(2007)0632 B6-0525, 0528, 0538 and 0542/2007

► **European Parliament resolution of 13 December 2007 on Justice for the 'Comfort Women'
(sex slaves in Asia before and during World War II)**

The European Parliament ,

- having regard to the 200th anniversary of the abolition of the slave trade in 2007,
- having regard to the International Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children (1921), to which Japan is a signatory,
- having regard to ILO Convention No. 29 on Forced Labour (1930), ratified by Japan,
- having regard to United Nations Security Council Resolution 1325 (2000) on Women and Peace and Security,
- having regard to the report by Gay McDougall, UN Special Rapporteur on Systematic Rape, Sexual Slavery and Slave-like Practices during Armed Conflict (22 June 1998),
- having regard to the conclusions and recommendations of the 38th session of the UN Committee Against Torture (9-10 May 2007),
- having regard to the Report of a Study of Dutch Government Documents on the Forced Prostitution of Dutch Women in the Dutch East Indies During the Japanese Occupation, The Hague (2004),

– having regard to the resolutions on the comfort women adopted by the US Congress on 30 July 2007, and by the Canadian Parliament on 29 November 2007,

– having regard to Rule 115(5) of its Rules of Procedure,

A. whereas the government of Japan, during its colonial and wartime occupation of Asia and the Pacific Islands from the 1930s until the end of World War II, officially ordered the acquisition of young women, who became known to the world as *ianfu* or "comfort women", for the sole purpose of sexual servitude to its Imperial Armed Forces,

B. whereas the "comfort women" system included gang rape, forced abortions, humiliation, and sexual violence resulting in mutilation, death or eventual suicide, in one of the largest cases of human trafficking in the 20th century,

C. whereas the dozens of "comfort women" cases brought before Japanese courts have all ended in the dismissal of plaintiffs' claims for compensation, despite court judgments acknowledging the Imperial Armed Forces' direct and indirect involvement, and the State's responsibility,

D. whereas most of the victims of the "comfort women" system have passed away, and the remaining survivors are 80 or more years of age;

E. whereas over the past years numerous high-ranking members and officials of the Japanese Government have made apologetic statements on the "comfort women" system, while some Japanese officials have recently expressed a regrettable desire to dilute or rescind those statements,

F. whereas the full extent of the sexual slavery system has never been fully disclosed by the government of Japan and some new required readings used in Japanese schools try to minimise the tragedy of the "comfort women" and other Japanese war crimes during World War II,

G. whereas the mandate of the Asian Women's Fund, a government-initiated private foundation whose aim was the implementation of programmes and projects to compensate for the abuse and suffering of the "comfort women", came to an end on 31 March 2007,

1. Welcomes the excellent relationship between the European Union and Japan based on the mutually shared values of a multi-party democracy, the rule of law and respect for human rights;

2. Expresses its solidarity with the women who were victims of the "comfort women" system for the

duration of World War II;

3. Welcomes the statements by Japanese Chief Cabinet Secretary Yohei Kono in 1993 and by the then Prime Minister Tomiichi Murayama in 1995 on the "comfort women", as well as the resolutions of the Japanese parliament (the Diet) of 1995 and 2005 expressing apologies for wartime victims, including victims of the "comfort women" system;

4. Welcomes the Japanese Government's initiative to establish, in 1995, the now-dissolved Asian Women's Fund, a largely government-funded private foundation, which distributed some "atonement money" to several hundred "comfort women", but considers that this humanitarian initiative cannot satisfy the victims' claims of legal recognition and reparation under public international law, as stated by the UN Special Rapporteur Gay McDougall in her above-mentioned report of 1998;

5. Calls on the Japanese Government formally to acknowledge, apologise, and accept historical and legal responsibility, in a clear and unequivocal manner, for its Imperial Armed Forces' coercion of young women into sexual slavery, known to the world as "comfort women", during its colonial and wartime occupation of Asia and the Pacific Islands from the 1930s until the end of World War II;

6. Calls on the Japanese Government to implement effective administrative mechanisms to provide reparations to all surviving victims of the "comfort women" system and the families of its deceased victims;

7. Calls on the Japanese parliament (the Diet) to take legal measures to remove existing obstacles to obtaining reparations before Japanese courts; in particular, the right of individuals to claim reparations from the government should be expressly recognised in national law, and cases for reparations for the survivors of sexual slavery, as a crime under international law, should be prioritised, taking into account the age of the survivors;

8. Calls on the government of Japan to refute publicly any claims that the subjugation and enslavement of "comfort women" never occurred;

9. Encourages the Japanese people and government to take further steps to recognise the full history of their nation, as is the moral duty of all countries, and to foster awareness in Japan of its actions in the 1930s and 1940s, including in relation to "comfort women"; calls on the government of Japan to educate current and future generations about those events;

10. Instructs its President to forward this resolution to the Council, the Commission, to the governments and parliaments of the Member States, the Japanese Government and Parliament, the UN Human Rights

Council, the governments of the ASEAN States, to the governments of the Democratic People's Republic of Korea, the Republic of Korea, the People's Republic of China, Taiwan and Timor-Leste.

あとがき

日本学術会議の体制変更によって、今期（第 20 期）、30 の分野別委員会が新たに設置され、その一つとして史学委員会が設置された。史学委員会発足後、いち早く、四つの分科会と三つの国際対応のための分科会が設置されたが、その一つが本分科会（歴史認識・歴史教育に関する分科会）であった。本分科会の課題は、日本国民の歴史意識の現状を、例えば中学校・高等学校における歴史教育との関係で検討し、できれば、政府に対して、何らかの政策提言をする、あるいは、日本国民に対して、広く問題として提起する、といったところにおかれていた。しかし、結局、今期は対政府の政策提言等を行わず、今期の本分科会活動の内容をこの「記録」の形で残すことになった。ただ、この「記録」をもとに、別の形で国民に対する「広報」を行うことも今後考えられるであろう。

ところで、歴史教育の問題は歴史教科書の問題と密接にかかわっている。日本の中学校・高等学校の日本史教科書における記述、特に、日本の植民地的進出や、その結果としての朝鮮・台湾などの植民地支配に関する記述が韓国や中国から激しい反発を招いていることは周知のところである。しかし、史学委員会には、もう一つ分科会、「アジア研究・対アジア関係に関する分科会」があるために、アジア諸国とのあいだの日本史教科書をめぐる問題は二つの分科会にまたがる形になり、その間の任務分担が必ずしもうまく行かなかった。

来期（第 21 期）に向けては、「アジア研究・対アジア関係に関する分科会」を言語・文学委員会、哲学委員会との合同分科会という形に編成替えし、主として、アジア研究に対応する分科会とすることになった。それで、来期は、歴史教育、歴史教科書に関する問題はすべて本分科会で取り扱うことになる。そのために、来期は、今期以上に多数の日本史やアジア史の研究者を本分科会委員に加え、十分に対応できるようにする必要がある。

さらに、日本学術会議に対して、文部科学省（中央教育審議会）から学部教育に関する諮問があり、日本学術会議としても、それに応えることが決定されている。具体的にどのような形で対応するかはまだ検討中であるが、もし大学学部における歴史教育が一つのテーマになるとしたら、それについては本分科会で検討することになるだろう。

このように、来期の本分科会は多くの重要な課題を抱えることになり、今期以上の活動を期待されることになると思われる。